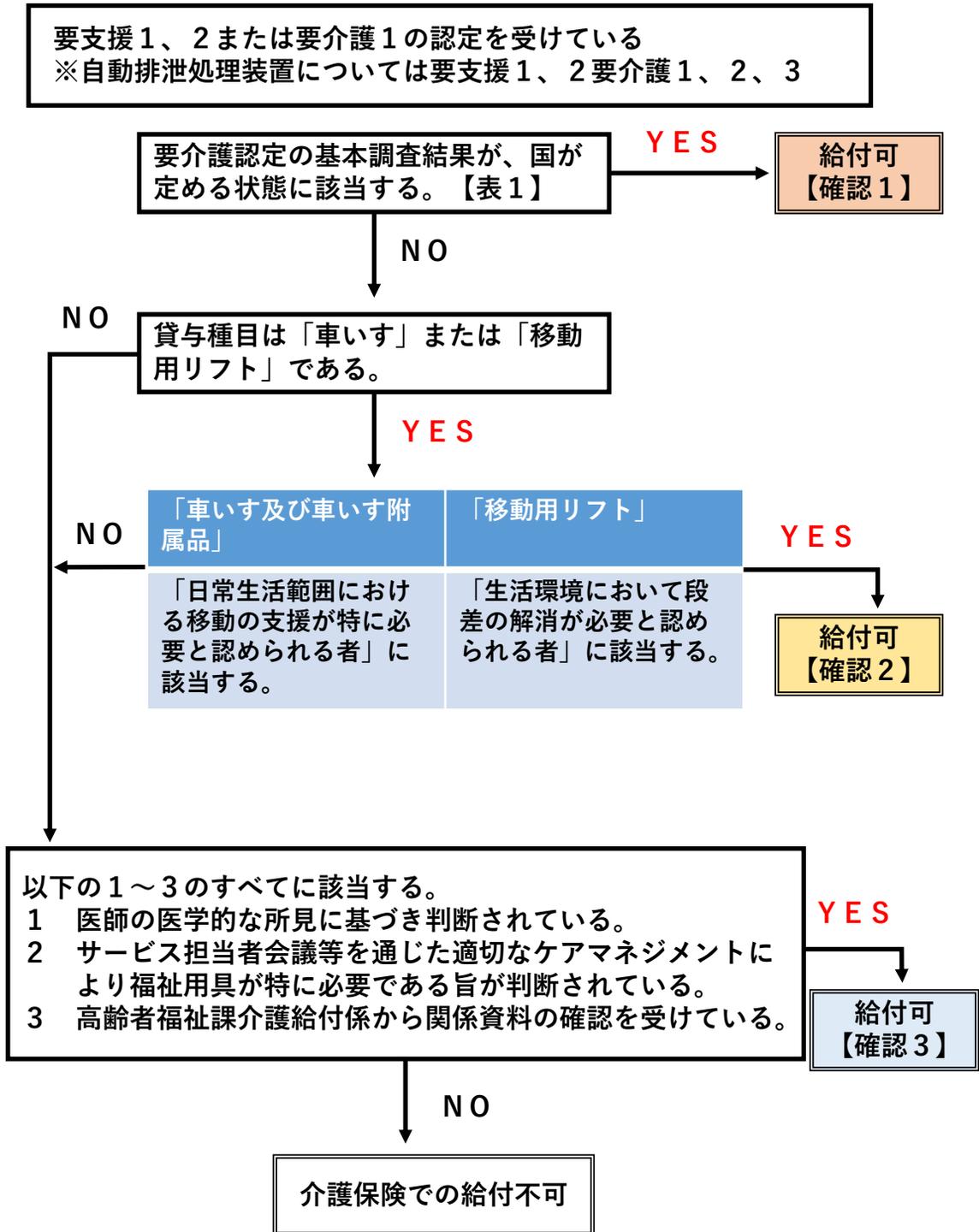


軽度者の福祉用具貸与の例外給付に関するフロー図



上記の流れのうち、【確認1】、【確認2】により必要性を判断した場合は、**高齢者福祉課介護給付係への確認手続は不要。**

【表 1】

- ◎ 軽度者（要支援 1・2、要介護 1、自動排泄処理装置については要介護 2、3 を含む）に対する福祉用具の貸与については、自立支援に十分な効果を上げる観点から見て使用が想定しにくい以下の品目（対象外種目）に対しては、原則として算定できない。
- ◎ ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）については、基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、下表により居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）がその要否を判断する。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ 〔H27告示94号・31〕	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7「3. できない」 －（注）
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (又は) 基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 (又は) 基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書等において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 －（注）
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」

注) アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断することとなる。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと。

【確認 1】

- 1 認定調査項目の直近の結果が、【表 1】に定められている結果に該当する場合は、貸与が可能。直近の調査結果は、利用者の同意の上、介護支援専門員が情報開示請求により高齢者福祉課介護給付係から入手する。
- 2 ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載する。
- 3 利用者の同意の上、調査票の写し等を福祉用具貸与事業者へ送付。
- 4 必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具を貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再びケアプランに記載する。

【確認 2】

- 1 【表 1】アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントに基づいて、居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。
- 2 ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載する。
- 3 必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具を貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再びケアプランに記載する。

【確認 3】

- 1 主治医意見書、診断書等の文書、医師所見の聴取により主治医から情報を得る。
 - 2 サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断する。
 - 3 ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を記載する。
 - 4 高齢者福祉課介護給付係に必要書類（第 1 表～第 4 表、医師の医学的な所見が確認できる書類）を高齢者福祉課介護給付係へ提出。
 - 5 必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具を貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再びケアプランに記載する。
- ★ この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。